

# リサイクル等事業者情報提供事業実施要領

## (趣旨)

第1条 本要領は、県が行うリサイクル等事業者情報提供事業の実施に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本事業は、県内のリサイクル等に携わる事業者（以下「リサイクル等事業者」という。）及び廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）に関する情報を提供することによって、排出事業者がより良い3R手法を選択できるよう支援するとともに、リサイクル等事業者の透明性の向上を図ることにより、県内の産業廃棄物の3Rを促進することを目的とする。

## (事業内容)

第3条 県は、リサイクル等事業者に関する情報を収集してデータベースを整備し、公表が必要かつ適当と認める情報を県のウェブサイトに掲載するとともに、環境産業コーディネーター（以下「EIC」という。）及び県が運営する「みやぎリサイクル事業者ガイド」と称するウェブサイトを通じて排出事業者並びにリサイクル等事業者に提供する。

2 その他、廃棄物の3R等に関する情報を収集し、提供する。

## (利用方法等)

第4条 「みやぎリサイクル事業者ガイド」と称するウェブサイトに掲載するリサイクル等事業者及び廃棄物の3R等に関する情報は、閲覧の制限を設けないこととする。

2 第1項の閲覧及び前項の登録については、別に定める。

## (リサイクル等事業者に関する情報の収集方法)

第5条 県は、本事業の目的に賛同するリサイクル等事業者に関する情報について、当該事業者の申込み等を受けて、データベースに登録する。

2 前項の申込み、及びデータベースへの登録については、別に定める。

## (事務局)

第6条 本事業の事務は、循環型社会推進課で行う。

## (細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。